

オンライン利用促進に係る税制上の特例措置(延長)

要望の背景

- ◆ 行政手続におけるオンライン利用の促進を図るため、平成19年度にオンライン利用に係る税制上の特例措置を創設（平成21年度に2年間延長）
- ◆ 電子証明書発行枚数の増加、オンライン利用率の向上に一定の効果があったが、国民の利便性の向上や行政の効率化を図り、「新たな情報通信技術戦略」に掲げられた国民本位の電子行政を実現するためには更なる利用率の向上が必要
 - ・ 電子証明書発行件数（累計） 25万件（H18）→ 146万件（H21）
 - ・ オンライン利用率（国の手続全体） 21.9%（H19）→ 39.5%（H21）

（ご参考）「2020年までに国民が、自宅やオフィス等の行政窓口以外の場所において、国民生活に密接に係る主要な申請手続や証明書入手を、必要に応じ、週7日24時間、ワンストップで行えるようにする。」（「新たな情報通信技術戦略」Ⅱ. 1. 国民本位の電子行政の実現より抜粋）

要望内容

- ◆ このため、現行の特例措置について2年間の延長を要望
 - ・ 所得税 : オンライン申請を行う際の本人確認に必要な住基カード、電子証明書、ICカードリーダライタ等の取得を支援するため、オンラインで確定申告をした場合、所得税の税額控除を行う（5,000円 1回限り）
 - ・ 登録免許税 : 不動産登記及び商業登記について、オンライン申請した場合、登録免許税を軽減する（登録免許税の10%、上限5,000円）